

情報提供と個人情報保護整理シート(心配な妊婦又は「特定妊婦」等ケース)

	情報提供元	情報提出先	摘要条文	理由等
心配な妊婦	母子保健担当部局	民間病院、診療所	条例 § 6①7 その他	【個人情報保護条例 § 6①7要旨】 公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。 ただし、 <u>同条④の規定により、予め個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</u>
		公立病院、医大	条例 § 6①5 公共機関	【個人情報保護条例 § 6①5要旨】 他の地方公共団体、当該機関以外の県の機関に提供する場合において、必要な限度での使用かつ使用について相当な理由があると認められるとき。
	民間病院、診療所	母子保健担当部局 又は 要保護児童対策地域協議会 <要対協の要請無し> (<u>情報提供時期は、出生後</u>)	法 § 23①3 健全育成	【個人情報保護法 § 23①3】 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
	公立病院、医大	条例 § 6①5 公共機関		
「特定妊婦」等	要保護児童対策地域協議会	民間病院、診療所	法 § 23①1 法令 (児童福祉法 § 25の3)	児童福祉法 § 25の3に基づき、要対協から情報提供を求めるにあたり、予め、必要な情報を医療機関に提供する必要があるため。
		公立病院、医大	法 § 23①1 法令 (児童福祉法 § 25の3) 条例 § 6①5 公共機関	
	民間病院、診療所	要保護児童対策地域協議会 <要対協の要請有り>	法 § 23①1 法令 (児童福祉法 § 25の3)	【児童福祉法 § 25の3要旨】 要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、地域協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
			条例 § 6①1 法令等 (児童福祉法 § 25の3) 条例 § 6①5 公共機関	